

街頭誘導ハンドブック



街頭誘導にご協力いただいている皆さまへ

日ごろから、歩行者の安全な通行のため、交差点や通学路での街頭誘導にご協力いただきありがとうございます。皆さまの活動の参考となるよう

「街頭誘導ハンドブック」を作成しました。

歩行者と皆さまの安全を守るためにご活用ください。

- 街頭誘導時の服装
- 誘導旗の使い方
- 歩行者を待たせるとき
- 車に止まってもらうとき
- 歩行者を横断させるとき
- 街頭誘導の注意点
- 車のルール
- 見守りに関する法令

交通誘導する前の服装などのチェック

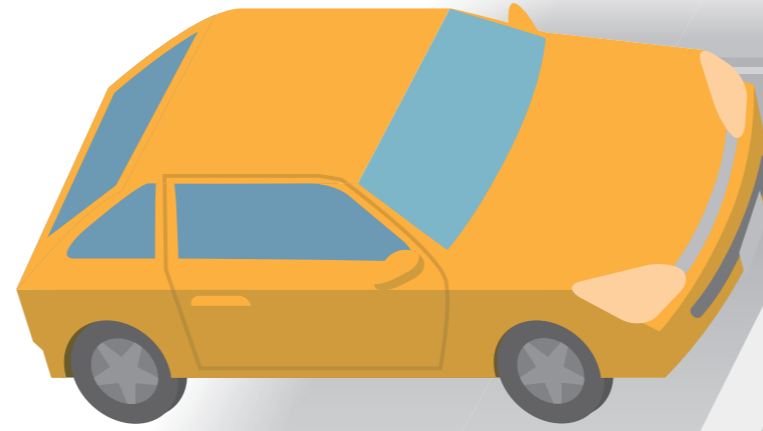
- 動きやすく、車から見やすい、目立つ服装
- 動きやすい、かかとの低い靴を履く
- 雨の時はレインコートを着用（傘はささない）
- 反射材用品やLEDライトを活用



誘導旗の使い方

誘導旗は、運転者及び歩行者に対する指導員の合図目標になるものですから、正しく持つとともに正確に動作しなくてはなりません。

誘導旗を使用しないときも、誘導旗の動作に準じて誘導してください。



歩行者を待たせるとき

- ①歩行者を待たせる時は、横断者が飛び出したりしないよう、旗を道路に平行かつ水平に持って歩行者に合図します。
- ②歩行者が車道直前の歩道で待っていたら、「危ないから1歩下がって待ちましょう」と声をかけてください。

※歩行者と話し込むなど、自動車等から目を離すことのないようにしましょう。



歩行者を横断させるとき

- ①道路に面して立ち、横断しようとする信号が「進め」になったとき、からだの向きを変えずに、誘導旗を右手で前方にまっすぐ水平に出します。
- ②左手で歩行者に対して横断しないよう合図し、「まだ渡ってはいけません」等と言葉をかけます。
- ③自動車等が完全に止まったら、もう一度周囲の安全を確認し、歩行者に安全確認を促す言葉をかけ、横断させます。
- ④横断している方向の信号が「注意」になったとき、からだの向きを変えずに、誘導旗を左手に持ちかえて横断歩道をふさぎ、後から来る歩行者を止めます。



信号のない横断歩道で車に止まってもらうとき

- ①道路に面して立ち、左右の安全を確認します。
※誘導旗を突然出すことのないようにします。
- ②誘導旗を道路に向かって水平に出し、ドライバーに合図します。
※合図は大きく分かりやすく行い、自動車に急ブレーキをかけさせないように注意します。
- ③左手は歩行者が飛び出さないように道路に並行して合図します。



誘導者の立つ位置

立つ位置は、看板や電柱などの陰は避け、付近の道路や交通状況がよく見え、合図を出したときに運転者や歩行者から、よく見える場所に立ちましょう。ただし、車道には出ないようにしましょう。

○歩道と車道の区別があるところでは原則として歩道、歩道のないところでは道路の端に立ちましょう。

○車の進行方向に対して横断歩道の手前に立ちましょう。

○誘導者が一人の場合は、横断者が多い側に立ちましょう。2人以上で行う場合は、意思疎通を図り、誘導整理を実施しましょう。

街頭誘導の注意点

1 ● 自動車に指示をしない

誘導旗には自動車等を止める**強制力**はありません。運転者に発進等の指示をすることもやめましょう。

2 ● あわてない

歩行者が横断中に自動車が並んでしまったり、横断を止めているときに歩行者がたまってしまっても、あわてずに行動しましょう。歩行者の安全が第一です。

3 ● 大きく、はっきりと

誘導を行う際は、あいまいな動作は分かりづらく、大変危険です。自信をもって、分かりやすく、大きくはっきりと誘導を行いましょう。

4 ● 信号に従う

信号機のある横断歩道では信号に従ってください。信号機が青の点滅信号（黄色信号）の場合は歩行者を横断させてはいけません。

5 ● 大型車は止めない

大型車を止めてしまうと、後続車が前方確認できずに衝突したり、横断中の歩行者に気づかず大型車を追い越して事故につながる可能性があるため、大型車を止めることは避けましょう。

6 ● 自分の身も守る

誘導する際は車道に出ないことが原則です。やむを得ず車道に出る場合は、自動車等の脇をすり抜けてくるバイク、自転車に十分注意しましょう。

車のルール

道路交通法 第38条第1項

「車両等は、横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行者等の通行を妨げないようにしなければならない。（横断歩道等における歩行者等の優先）」旨が定められています。

この法令にあるように、運転者は、横断歩道を通る際は、歩行者がいるか注意し、歩行者を確認した場合は周りの安全を確かめ、歩行者が安全に横断するために止まらなくてはなりません。

交通誘導・指導を行っている皆さまが地域の模範となり、子どもたちや地域の方に正しい交通ルール・マナーを日ごろから指導してあげてください。

見守りに関する法令

道路交通法 第14条第4項

「児童または幼児が、小学校又は幼稚園等に通うため、道路を通行している場合において、誘導・合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場に居合わせた者は、これらの措置をとり、児童または幼児が安全に道路を通行できるよう努めなければならない。」